

# 周南市の下水道

2015年(平成27年)



徳山東部浄化センター〔太華山からの眺望〕

周南市上下水道局

# 目 次

1. 周南市の下水道	1
2. 公共下水道のあゆみ	2
3. 公共下水道事業の概要	3
【1】 全体計画の概要	
【2】 事業計画の概要	
※ 周南市下水道計画図	4
4. 浄化センターの概要	
資料 - 1	5
資料 - 2	6
5. ポンプ場の概要	7
【1】 汚水ポンプ場	
【2】 雨水ポンプ場	
6. 公共下水道建設事業実績	8
7. 公共下水道の整備状況	9
8. 集落排水施設の概要	10
9. 汚水処理人口普及率（平成26年度末）	11
10. 下水道使用料	12
11. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度	13
12. 下水道事業の財政状況	14
13. 上下水道局の組織	16

## 1 周南市の下水道

下水道の役割は、生活環境の改善や浸水の防除等による都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質保全を図ることにあります。

特に近年、地球環境の保全が国際的な共通課題として取り上げられており、下水道は環境保全の一翼を担う施設として注目されているところです。

周南市では、汚水処理整備の普及促進事業として、公共下水道3処理区、特定環境保全公共下水道2処理区、流域関連公共下水道1処理区で整備を進め、平成26年度末の処理区域人口は約128,000人で、普及率は86.6%となっています。

また、農業集落排水施設4地区、漁業集落排水施設1地区の整備も完了しており、合併浄化槽による整備人口を加えた汚水処理人口普及率は95.8%となっています。

周南市の下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」へと移行しており、供用開始から48年以上が経過した徳山中央浄化センターを始め、老朽化が進む施設の改築・更新が大きな課題となっているところです。

平成23年4月より、計画的で効率的な事業運営と、経営の透明性の向上が必要不可欠であることなどから、地方公営企業法を適用するとともに、水道局と組織統合し、上下水道局として事業運営にあたっています。



## 2 公共下水道のあゆみ

昭和21年	10月	---	本市最初の下水道事業国庫補助を受け御幸通から事業を開始
昭和23年	10月	30日	徳山市公共下水道事業認可
昭和41年	10月	1日	徳山中央浄化センター供用開始(中央処理区)
昭和48年	5月	2日	新南陽市公共下水道事業認可
昭和49年	11月	1日	江口ポンプ場供用開始(合流系統)
昭和54年	12月	1日	新南陽浄化センター供用開始(新南陽処理区)
昭和55年	4月	1日	野村開作排水ポンプ場供用開始(富田南部第1排水区)
昭和56年	1月	21日	熊毛町流域関連公共下水道事業認可
昭和57年	4月	1日	古開作汚水中継ポンプ場供用開始
昭和60年	10月	1日	江口ポンプ場供用開始(分流系統)
昭和60年	12月	1日	福川汚水中継ポンプ場供用開始
昭和63年	4月	1日	熊毛町流域関連公共下水道供用開始(周南処理区)
平成元年	1月	13日	徳山市特定環境保全公共下水道事業認可(湯野地区)
平成 2年	4月	1日	徳山東部浄化センター供用開始(東部処理区)
平成 5年	11月	11日	新南陽市特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	2月	16日	鹿野町特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	10月	1日	福川雨水ポンプ場供用開始(福川西部第1排水区)
平成 8年	9月	1日	新南陽北部浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成11年	10月	26日	鹿野浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成18年	2月	20日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成18年	3月	17日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成19年	7月	9日	新地雨水ポンプ場建設着手(福川西部第2排水区)
平成22年	9月	27日	徳山中央浄化センター再構築事業着手
平成22年	10月	1日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	24日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	31日	新地雨水ポンプ場供用開始(福川西部第2排水区)
平成24年	3月	14日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成26年	3月	28日	周南市公共下水道事業計画変更

### 3 公共下水道事業の概要

#### 【1】 全体計画の概要

	周南市計	公共下水道						流域関連	
		徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南	
目標年度	平成37年度								
行政人口(人)	123,900								
計画処理面積(ha)	3,921	634.2	1,287.5	1,225.4	39.5	114.6	3,301	619.7	
計画処理人口(人)	112,670	28,700	37,900	30,900	730	2,070	100,300	12,370	
計画日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	計画区域	70,002	23,200	21,100	18,600	500	1,140	64,540	5,462
	流入区域	1,650	—	1,650	—	—	—	1,650	—
	計	71,652	23,200	22,750	18,600	500	1,140	66,190	5,462
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	67,340	19,400	22,700	22,400	840	2,000	67,340	—	
汚水ポンプ場	3	1		2			3		
雨水ポンプ場	5			5			5		

※公共下水道:H26.3.28付, 流域関連公共下水道:H23.3.24付認可  
 ※徳山中央分流分は、新南陽処理区に流入する。

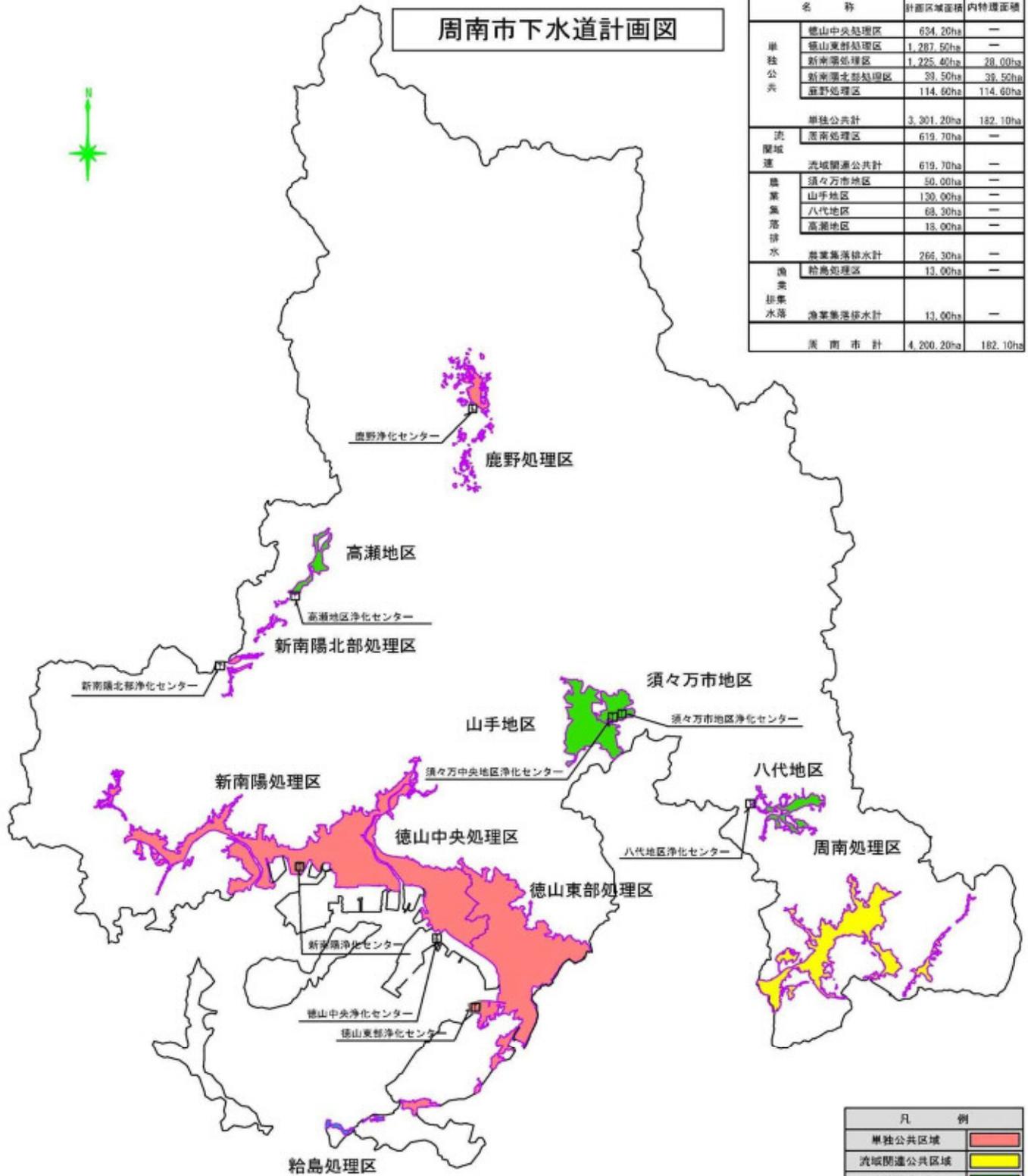
#### 【2】 事業計画の概要

	周南市計	公共下水道						流域関連	
		徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南	
目標年度	平成27年度								
行政人口(人)	139,800								
計画処理面積(ha)	3,921	634.2	1,287.5	1,225.4	39.5	114.6	3,301	619.7	
計画処理人口(人)	125,050	30,500	42,900	35,000	860	2,480	111,740	13,310	
計画日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	計画区域	76,506	24,400	23,700	20,800	390	1,370	70,660	5,846
	流入区域	1,300	—	1,300	—	—	—	1,300	—
	計	77,806	24,400	25,000	20,800	390	1,370	71,960	5,846
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	102,765	42,000	25,600	32,700	465	2,000	102,765	—	
処理場敷地面積(ha)	23.40	2.53	14.01	5.70	0.34	0.82	23.40	—	
汚水ポンプ場	3	1		2			3		
雨水ポンプ場	5			5			5		

※公共下水道:H26.3.28付, 流域関連公共下水道:H23.3.24付認可

# 周南市下水道計画図

名 称		計画区域面積	内特種面積
単 独 公 共	徳山中央処理区	624.20ha	—
	徳山東部処理区	1,287.50ha	—
	新南陽処理区	1,225.40ha	28.00ha
	新南陽北部処理区	39.50ha	39.50ha
	鹿野処理区	114.60ha	114.60ha
単独公共計		3,301.20ha	182.10ha
流 域 連	流南処理区	619.70ha	—
	流域関連公共計	619.70ha	—
農 業 集 落 排 水	須々万市地区	50.00ha	—
	山手地区	130.00ha	—
	八代地区	68.30ha	—
	高瀬地区	18.00ha	—
	農業集落排水計	266.30ha	—
漁 業 排 水	給島処理区	13.00ha	—
	漁業集落排水計	13.00ha	—
周 南 市 計		4,200.20ha	182.10ha



凡 例	
単独公共区域	赤色
流域関連公共区域	黄色
農業区域	緑色
漁業区域	青色

凡 例	
記号	名 称
↔	下水道計画区域
—	処理区界
- - -	処理分区界
□	行政区域界
□	終末処理場

#### 4 浄化センターの概要

資料 - 1

浄化センター名	施設概要			
徳山中央 浄化センター	 <p style="text-align: center;">水処理施設</p>	事業着手年度	昭和37年度	
		供用開始年月日	昭和41年10月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	25,300	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	19,400
			事業計画	42,000
現 有	42,000			
徳山東部 浄化センター	 <p style="text-align: center;">卵型消化槽</p>	事業着手年度	昭和58年度	
		供用開始年月日	平成2年4月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	140,100	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	22,700
			事業計画	25,600
現 有	19,200			
新南陽 浄化センター	 <p style="text-align: center;">管理本館</p>	事業着手年度	昭和49年度	
		供用開始年月日	昭和54年12月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	57,000	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	22,400
			事業計画	32,700
現 有	32,700			

浄化センター名	施設概要			
新南陽北部 浄化センター	 <p data-bbox="512 824 647 853">水処理施設</p>	事業着手年度	平成5年度	
		供用開始年月日	平成8年9月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	3,420	
		処理方式	オキシデーション ディッチ法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	840
			事業計画	465
現 有	465			
鹿野浄化 センター	 <p data-bbox="512 1346 647 1375">水処理施設</p>	事業着手年度	平成7年度	
		供用開始年月日	平成11年10月26日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	8,200	
		処理方式	オキシデーション ディッチ法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	2,000
			事業計画	2,000
現 有	2,000			

## 5 ポンプ場の概要



### 【1】 汚水ポンプ場

		江口P		古開作	福川
		合流	分流	汚水中継P	汚水中継P
事業着手年度	-	S43	S57	S54	S57
供用開始	-	S49.11.1	S60.10.1	S57.4.1	S60.12.1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	-	2,100		780	1,050
計画処理人口(人)	全体計画	930	10,200	-	-
	事業計画	930	9,700	-	-
計画処理面積(ha)	-	18.7	257.0	538.8	425.4
時間最大汚水量(m <sup>3</sup> /分)	全体計画	0.91	3.80	19.44	9.44
	事業計画	0.95	4.20	20.42	10.14
計画流入水量(m <sup>3</sup> /分)	-	1	4	20	10

### 【2】 雨水ポンプ場

	福川	中開作	富田中央	新地	野村開作
	雨水P	雨水P	雨水P	雨水P	排水P
事業着手年度	H6	-	-	H19	S52
供用開始	H7.10.1	-	-	H23.3.31	S55.4.1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	2,400	3,500	5,180	2,580	7,500
計画排水面積(ha)	40.6	73.8	175.0	35.2	237.6
計画流入水量(m <sup>3</sup> /分)	474	734	1,469	347	1,640

## 6 公共下水道建設事業実績

年 度	整 備 状 況 (上段( ):年度整備量)			建 設 事 業 費 投 資 額 (千 円)				
	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)	区 分	汚水管渠	雨水管渠	処理場	合計
平成16年度まで	2,917	128,464	82.8	補助事業費	35,541,254	5,466,234	34,129,401	75,136,889
				総事業費	59,512,991	6,195,555	37,000,388	102,708,934
平成17年度	( 18)	( 327)	( 0.5)	補助事業費	454,800	160,300	424,000	1,039,100
	2,935	128,791	83.3	総事業費	572,169	173,261	452,058	1,197,488
平成18年度	( 18)	( -300)	( 0.3)	補助事業費	695,700	254,800	595,000	1,545,500
	2,953	128,491	83.6	総事業費	915,727	283,599	632,913	1,832,239
平成19年度	( 16)	( -324)	( 0.2)	補助事業費	915,000	289,400	388,000	1,592,400
	2,969	128,067	83.8	総事業費	1,051,837	300,933	469,965	1,822,735
平成20年度	( 13)	( 335)	( 0.5)	補助事業費	500,700	888,000	232,000	1,620,700
	2,982	128,402	84.3	総事業費	625,956	890,985	296,161	1,813,102
平成21年度	( 5)	( -51)	( 0.2)	補助事業費	409,600	482,000	347,800	1,239,400
	2,987	128,351	84.5	総事業費	495,377	488,216	457,159	1,440,752
平成22年度	( 3)	( -211)	( 0.3)	補助事業費	410,217	587,863	297,510	1,295,590
	2,992	128,140	84.8	総事業費	481,714	639,448	430,640	1,551,802
平成23年度	( 11)	( -370)	( 0.3)	補助事業費	372,464	140,226	1,183,610	1,696,300
	3,003	127,770	85.1	総事業費	450,775	189,699	1,503,731	2,144,205
平成24年度	( 6)	( 737)	( 0.4)	補助事業費	602,020	359,438	679,070	1,640,528
	3,009	128,507	85.5	総事業費	676,481	392,524	893,166	1,962,171
平成25年度	( 10)	( -938)	( 0.2)	補助事業費	590,933	478,190	804,044	1,873,167
	3,019	127,569	85.7	総事業費	665,354	524,876	982,979	2,173,209
平成26年度	( 4)	( 412)	( 0.9)	補助事業費	221,232	337,658	228,726	787,616
	3,023	127,981	86.6	総事業費	318,530	387,192	312,534	1,018,256
平成26年度まで	—	—	—	補助事業費	40,713,920	9,444,109	39,309,161	89,467,190
				総事業費	65,766,911	10,466,288	43,431,694	119,664,893

※ 補助事業費は国の内示ベースによる。(決算額とは異なる。)

汚水管渠 : 合流管、汚水ポンプ場を含む

雨水管渠 : 雨水ポンプ場を含む

## 7 公共下水道の整備状況

平成27年3月31日現在

	行政区域 面積 (ha)	行政区域 人口 A (人)	事業計画 面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域 面積 (ha)	処理区域内 人口 B (人)	処理区域内 戸数 (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数 (戸)	下水道 普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
徳山	34,010	97,245	2,272	465,891	1,608	82,745	38,724	77,624	36,401	85.1	93.8
新南陽	6,426	31,169	915	173,950	848	30,018	13,142	29,153	12,759	96.3	97.1
熊毛	7,050	15,999	620	100,317	473	12,943	5,334	11,609	4,604	80.9	89.7
鹿野	18,146	3,450	115	36,232	94	2,275	1,110	1,957	961	65.9	86.0

周南市	65,632	147,863	3,921	776,390	3,023	127,981	58,310	120,343	54,725	86.6	94.0
-----	--------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	------	------

## 8 集落排水施設の概要

		農業集落排水施設				漁業集落排水施設	
		須々万市地区	山手地区	高瀬地区	八代地区	給島	
事業開始年度		昭和59年度	平成7年度	平成8年度	平成14年度	平成5年度	
完了年度		平成3年度	平成12年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度	
供用開始年月日		昭和63年10月25日	平成12年4月1日	平成12年7月1日	平成18年4月1日	平成10年4月1日	
計画面積(ha)		50	130	18	68.3	13	
管渠延長(m)		10,576	33,943	6,968	20,392	5,567	
ポンプ数(箇所)		19		8	6	5	
処理場面積(m <sup>2</sup> )		2,217	5,213	1,170	1,700	東部浄化センターへ接続	
計画日平均汚水量(m <sup>3</sup> /日)		486	1,229	122	297	370	
計画人口(人)	定住人口	1,144	3,523	254	824	550	
	流入人口	576	1,257	195	274	110	
総投資額(千円)		877,000	3,727,593	693,775	1,260,489	535,000	
平成 26年度末	処理区域内	戸数(戸)	491	1,491	95	292	177
		人口(人)	1,104	3,503	195	617	347
	水洗化	戸数(戸)	469	1,122	82	200	150
		人口(人)	1,057	2,636	168	423	293
	水洗化率(%)		95.7	75.2	86.2	68.6	84.4

※計画人口は、事業採択時の目標人口を表わす。

## 9 污水处理人口普及率(平成26年度末)

		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併浄化槽	合計
徳山地域	計画区域内人口(人)	84,716	832	4,607	347	6,743	97,245
	処理人口(人)	81,957	788	4,607	347	5,041	92,740
	普及率(%)	96.7%	94.7%	100.0%	100.0%	74.8%	95.4%
新南陽地域	計画区域内人口(人)	29,662	880	195		432	31,169
	処理人口(人)	29,184	834	195		385	30,598
	普及率(%)	98.4%	94.8%	100.0%		89.1%	98.2%
熊毛地域	計画区域内人口(人)	13,555		617		1,827	15,999
	処理人口(人)	12,943		617		1,479	15,039
	普及率(%)	95.5%		100.0%		81.0%	94.0%
鹿野地域	計画区域内人口(人)		2,406			1,044	3,450
	処理人口(人)		2,275			1,039	3,314
	普及率(%)		94.6%			99.5%	96.1%
合計	計画区域内人口(人)	127,933	4,118	5,419	347	10,046	147,863
	処理人口(人)	124,084	3,897	5,419	347	7,944	141,691
	普及率(%)	97.0%	94.6%	100.0%	100.0%	79.1%	95.8%

## 10 下水道使用料

下水道料金の算定根拠となる使用水量は、市の条例により算定されます。

1 か月あたりの「基本料金」と使用水量により増減する「従量料金単価」は次表のとおりです。

下水道使用料金単価表

区 分	基本料金と従量料金(1 か月あたり：消費税込)			
	基本料金		従量料金単位(1 m <sup>3</sup> につき)	
一般汚水	1,326.24 円		10 m <sup>3</sup> まで	17.28 円
			10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	171.72 円
			20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	193.32 円
			30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	203.04 円
			50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	210.60 円
			100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	216.00 円
			200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	220.32 円
			500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	225.72 円
			1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	231.12 円
公衆浴場等	100 m <sup>3</sup> まで	10,260.00円	100 m <sup>3</sup> を超えるもの	64.80 円
備 考	<一般汚水の基本料金の日割算定> 使用算定期間の中途において、下水道等の使用を「新規開始または再開始」、 或いは「休止または廃止」したときの基本料金額は次のとおりです。 (1) 使用日数が15日以内のときは2分の1の額とする。 (2) 使用日数が15日を超えるときに全額とする。			

- 上水道水のみを使用の場合  
水道を使用した量をそのまま下水道の使用水量とみなします。
- 井戸水等のみを使用の場合  
1人あたり6m<sup>3</sup>/月として認定します。
- 上水道水と井戸水等を併用の場合  
水道の使用水量と井戸水等の認定水量を合計したものを使用水量とみなします。  
なお、井戸水等の認定は1人あたり3m<sup>3</sup>/月として認定します。
- 2、3 により難しい場合及び営業用として井戸水等を使用の場合  
使用状況が固定的な場合は、使用水量をみなし認定します。なお、不特定多数の方が使用する店舗や事業所などの場合は、量水器を市が設置し井戸水の使用水量を測定し、それを下水道の使用水量とみなします。
- 水道水等の使用水量のうち、著しい量が下水道に排除されない場合  
下水道に排出されない水量があり、使用側で、量水器(メーター)を設置するなどそれを確実に計測することが出来る場合は、所定手続きにより使用水量から減量できます。

## 11 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

周南市の下水道処理区域内においては、水洗化の普及促進、公衆衛生の向上のため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を上下水道局が行う制度があります。

### ■ 対象となる工事

周南市の下水道処理区域内の建物について、くみ取り便所を水洗トイレに改造する、または、浄化槽を廃止して下水道に直結するための工事。

### ■ 制度利用の条件

1. 建物の所有者または使用者であること。（法人は除く）  
※ 使用者である場合は、工事をする事について建物の所有者の同意が必要です。
2. 市税等の滞納がないこと。
3. 改造資金を一時に負担することが困難であること。
4. 融資を受けた改造資金の償還に十分な能力があること。
5. 弁済能力のある確実な連帯保証人があること。  
※ 連帯保証人は、申請者本人と別世帯で市内に居住し、独立の生計を営んでいることを要します。
6. 処理開始の公示の日から3年以内であること。

### ■ 融資あっせん額

改造工事1件につき5万円以上60万円以内で1万円単位。公共下水道区域での融資あっせん限度額は300万円。

※ 改造工事1件とは、大・小便器1組または大小兼用便器1個のことです。

### ■ 融資手続き

ご本人と制度で定める指定金融機関の融資契約となります。

### ■ 償還方法

融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還。

### ■ 利子補給

融資額の完済後、融資を受けた方が指定する口座に振り込みます。

融資あっせん1件につき、融資45万円にかかった利息額を上限として補助するものです。

## 12 下水道事業の財政状況

### ◆収益的収支

(単位:円 税抜)

科 目	26年度決算額
下水道事業収益	5,329,364,343
下水道使用料	2,266,672,484
他会計負担金	1,684,210,217
他会計補助金	146,067,493
長期前受金戻入	1,142,192,352
その他	90,221,797
下水道事業費用	5,215,046,880
人件費	359,191,799
動力費	162,921,487
薬品費	34,221,570
修繕費	193,470,554
委託料	583,968,999
減価償却費	2,768,655,800
支払利息	652,801,585
その他	459,815,086
当年度純利益	114,317,463

### ◆使用料単価・汚水処理原価

(単位:円/m<sup>3</sup>)

区分	26年度
使用料単価	166.05
汚水処理原価	166.14
維持管理費	100.43
減価償却費等	65.71

### ◆資本的収支

(単位:円 税込)

科 目	26年度決算額
下水道事業資本的収入	2,544,914,189
企業債	892,000,000
他会計出資金	955,077,441
国庫補助金	673,138,658
県補助金	218,000
受益者負担金等	14,262,090
その他	10,218,000
下水道事業資本的支出	4,363,165,731
公共下水道建設費	1,559,431,360
特定環境保全下水道建設費	25,355,558
農業集落排水建設費	156,521,157
漁業集落排水建設費	952,560
企業債償還金	2,605,472,951
その他	15,432,145
損益勘定留保資金等補てん財源※	1,838,860,922

※資本的収入(翌年度へ繰り越される支出の財源として充当する額 20,609,380円を除く。)が資本的支出に不足する額を補てんするもの。

《損益計算書》（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：円）

1. 営業収益		3. 営業外収益			
(1) 下水道使用料	2,266,672,484	(1) 受取利息及び配当金	348,094		
(2) 他会計負担金	715,280,077	(2) 他会計負担金	968,930,140		
(3) 他市負担金	12,219,600	(3) 他会計補助金	146,067,493		
(4) 受託事業収益	481,000	(4) 長期前受金戻入	1,142,192,352		
(5) その他営業収益	9,272,300	(5) 雑収益	3,570,863	2,261,108,942	
	3,003,925,461				
2. 営業費用		4. 営業外費用			
(1) 管渠費	179,132,402	(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	652,801,585		
(2) ポンプ場費	81,969,681	(2) 雑支出	58,798,447	711,600,032	1,549,508,910
(3) 流域下水道管理費	89,479,751				
(4) 処理場費	902,700,944				
(5) 水洗化促進費	153,225				
(6) 業務費	117,731,879				
(7) 総係費	211,851,206				
(8) 受託事業費	481,000				
(9) 減価償却費	2,768,655,800				
(10) 資産減耗費	72,592,025				
	4,424,747,913				
営業損失	1,420,822,452	經常利益			128,686,458
		5. 特別利益			
		(1) 過年度損益修正益	25,063		
		(2) その他特別利益	64,304,877	64,329,940	
		6. 特別損失			
		(1) 過年度損益修正損	1,134,258		
		(2) その他特別損失	77,564,677	78,698,935	△ 14,368,995
		当年度純利益			114,317,463
		その他未処分利益剰余金変動額			182,779,181
		当年度未処分利益剰余金			297,096,644

《貸借対照表》（平成27年3月31日現在）

（単位：円）

科目	決算額	科目	決算額
資産	79,012,139,248	負債	53,904,335,889
固定資産	77,243,442,532	固定負債	24,165,864,348
有形固定資産	76,927,952,243	企業債	24,123,873,756
土地	9,068,967,334	退職給付引当金	41,990,592
建物	2,423,978,072	流動負債	3,345,219,319
構築物	56,115,562,518	企業債(1年以内に償還予定)	2,567,058,587
機械及び装置	8,781,200,341	未払金	750,266,757
車両運搬具	41,429	賞与引当金	27,893,975
工具器具及び備品	6,634,568	繰延収益	26,393,252,222
建設仮勘定	531,567,981	長期前受金	30,854,875,212
無形固定資産	315,490,289	収益化累計額	△ 4,461,622,990
施設利用権	291,743,489	資本	25,107,803,359
ソフトウェア	23,746,800	資本金	20,227,655,644
流動資産	1,768,696,716	固有資本金	16,439,947,225
現金預金	1,359,564,459	出資金	3,730,418,737
未収金	423,312,509	組入資本金	57,289,682
貸倒引当金	△ 55,399,012	剰余金	4,880,147,715
前払金	41,218,760	資本剰余金	4,404,323,860
		再評価積立金	1,346,627
		受贈財産評価額	869,001,113
		その他資本剰余金	3,533,976,120
		利益剰余金	475,823,855
		減債積立金	178,727,211
		当年度未処分利益剰余金	297,096,644
資産合計	79,012,139,248	負債・資本合計	79,012,139,248

### 13 周南市上下水道局の組織(共通部門及び下水道部門)

H27.4.1現在

部局	課	担当	事務分掌
上下水道局	総務課	総務担当	(1) 職員の人事及び研修に関すること。 (2) 職員の給与及び厚生に関すること。 (3) 人事管理に関すること。 (4) 法制事務に関すること。 (5) 庁舎に関すること。 (6) 災害対策及び渇水対策に関すること。 (7) 電子計算機の管理運営に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 局内の調整に関すること。
		契約監理担当	(1) 各種工事等に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。 (2) 物品及び業務委託に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。 (3) 工事等の検査及び検収に関すること。
	財政課	財政担当	(1) 予算及び決算に関すること。 (2) 出納事務に関すること。 (3) 資産に関すること。 (4) 財政計画に関すること。 (5) 経営の総合調整に関すること。 (6) 周南流域下水道に関すること。
	料金課	料金担当	(1) 水道料金及び下水道使用料に関すること。 (2) 漏水、異常水量等の確認に関すること。 (3) メーターの維持管理に関すること。 (4) 徴収事務の委託に関すること。 (5) 加入金及び工事審査手数料の収納に関すること。 (6) 受益者負担金・分担金の収納に関すること。
	下水道工務課	計画担当	(1) 下水道施設の新設、改良事業等の企画、調査、研究に関すること。 (2) 下水道事業の汚水・雨水処理計画及び事業の調整に関すること。 (3) 下水道事業の都市計画上の制限に関すること。 (4) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設の建設並びに改築の計画に関すること。 (5) 下水道事業の統計等に関すること。
		整備担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設の建設並びに改築の設計、施工及び監督に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の建設(土木工事)に関すること。
		維持担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設の維持管理に関すること。 (2) 下水道台帳の整備に関すること。 (3) 水洗化の普及促進に関すること。 (4) 排水設備指定工事店に関すること。 (5) 排水設備の設置申請の審査、指導及び検査に関すること。 (6) 受益者負担金・分担金の賦課に関すること。 (7) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関すること。
	下水道施設課	保全担当	(1) 浄化センター及び汚水中継ポンプ場の建設の計画、改築の計画及び営繕工事に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の営繕工事に関すること。 (3) 雨水ポンプ場の建設(機械電気設備)に関すること。
		管理担当	(1) 鹿野浄化センター及び農業集落排水処理施設の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 特定事業場及び除害施設の指導及び検査に関すること。 (3) 浄化センターの水質管理及び汚泥管理に関すること。 (4) その他課の庶務に関すること。
		徳山中央浄化センター	(1) 徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
		徳山東部浄化センター	(1) 徳山東部浄化センターの運転管理及び維持管理に関すること。
		新南陽浄化センター	(1) 新南陽浄化センター、北部浄化センター及び新南陽汚水中継ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。

職員数(下水道部門)

事務職	技術職	合計
19人	26人	45人



# 周南市の下水道

2015年（平成27年）版

初版：2008年（平成20年）5月  
第9回改訂：2015年（平成27年）12月

編集・発行

周南市上下水道局  
(〒745-0844 周南市速玉町3番15号)

各課の連絡先（共通部門及び下水道部門）

総務課	総務担当	TEL 0834-22-8613	FAX 0834-22-7013
	契約監理担当	TEL 0834-22-8625	FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-somu@city.shunan.lg.jp	
料金課	料金担当（下水道使用料）	TEL 0834-22-8606	
	料金担当（検針/収納）	TEL 0834-22-8608	
		FAX 0834-22-7002（共通）	
		E-mail:suido-bill@city.shunan.lg.jp	
財政課	財政担当	TEL 0834-22-8605	FAX 0834-22-8636
		E-mail:suido-zai@city.shunan.lg.jp	
下水道工務課	計画担当	TEL 0834-22-8627	
	整備担当	TEL 0834-22-8628	
	維持担当	TEL 0834-22-8630	
		FAX 0834-22-8637（共通）	
		E-mail:gesuikomu@city.shunan.lg.jp	
下水道施設課	保全担当	TEL 0834-26-1504	
	管理担当	TEL 0834-26-1531	
		FAX 0834-26-1519（共通）	
	E-mail:gesuishise@city.shunan.lg.jp		
	徳山中央浄化センター	TEL 0834-22-8633	FAX 0834-22-8634
	徳山東部浄化センター	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
	新南陽浄化センター	TEL 0834-61-4312	FAX 0834-62-5401